

入札説明書

防府土木建築事務所移転業務委託に係る入札公告（令和6年6月17日付）に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるもののほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 防府土木建築事務所移転業務
- (2) 業務の内容 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
- (4) 履行場所

搬出場所：防府市駅南町13番40号 山口県防府総合庁舎（3階建て及び地階）

搬入場所：防府市寿町7番1号 防府市役所新庁舎本館 6階

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、貨物運送について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (5) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口県防府市駅南町13番40号 山口県防府土木建築事務所

4 仕様等に関する質疑応答

仕様等に関する質問は、質問書（別紙様式）により次の提出場所に持参又は郵送・メールにて送付するものとする。

(1) 提出場所

〒747-0801 山口県防府市駅南町13番40号 防府土木建築事務所 総務課

Mail a18106@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出期限

令和6年6月24日（月） 午後5時（必着）

(3) 質疑への回答

令和6年6月28日（金）午後5時までに山口県土木建築部監理課のホームページに回答を掲載するものとする。

5 入札を執行する日時及び場所等

(1) 場所

山口県防府市駅南町13番40号 山口県防府総合庁舎1階 第1会議室

(2) 日時

令和6年7月8日（月） 午前10時00分

6 入札保証金

免除する。

7 入札条件

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を差し引いた金額）を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。

(3) 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。

(4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、次のとおりとする。

① 委任状を提出すること。なお、委任状について、委任者の押印は不要とするが、委任に係る必要事項を記入したうえで、委任状作成者の氏名を明記するものとする。

② 入札書について、入札に関する行為の委任を受けた代理人の押印は不要とするが、その場合、代表者氏名欄に代理人の氏名を明記するものとする。

※ 委任状の提出について

1 入札者が入札する場合

法人等の代表者に代わり、受任者（競争入札等参加資格において、県との取引上の権限を委任するとして登録している者）が作成した入札書で入札に参加する場合は、委任状の提出は必要ありません。

また、法人等の雇用人が、権限を持った者の作成した入札書で入札に参加する場合も、委任状の提出は必要ありません。

2 代理人が入札する場合

代理人とは、この度の入札に限り、入札者（委任者）から入札に関する権限を委任された者（入札者の雇用人で上記受任者以外の者を含む）のことで

す。この場合は、必ず委任状を提出してください。

(5) 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。

(6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 事前の郵便又は事前の電信による入札は認めない。

(8) 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、入札に参加できない。

また、受付において身分確認を行うので、次の証明書類を持参すること。

なお、入札者の代表者が入札に参加する場合は、当該確認は省略するので、受付時に申し出ること。

入札者の社員等	代理人
・社員証（顔写真有） ※上記がない場合、次の書類 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） 例：運転免許証、マイナンバーカード等	・委任状 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） ※例は左記のとおり

(9) 入札に参加を希望しない場合には、入札書を提出するまでは、いかなる場合でも辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。

(10) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

(11) 次の入札は無効とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
- ② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- ③ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）
- ④ 記名のない入札
- ⑤ 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札
- ⑥ 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札
- ⑧ 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札
- ⑨ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札
- ⑩ 入札条件のうち（4）～（7）に違反した入札

(12) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。

(13) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

- ① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札

等参加停止措置要領」別表の参加停止措置基準「23 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の参加停止措置を検討する。

- ② 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- ③ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- ④ 不当介入により履行期限までに業務を完了することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

8 落札者の決定方法

- (1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同一事項の入札は初回を含めて3回まで行う。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者を対象としてくじにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

9 契約書作成の要否 要する。

10 契約保証金 免除する。

11 入札参加心得

- (1) 上記「6入札条件」を熟読すること。
- (2) 入札開始5分前には、会場に到着するよう心掛けること。
- (3) 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。

12 その他

- (1) この入札に関する公告後に、前記2（3）に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和6年6月24日（月）午後5時までに山口県会計管理局会計課（審査指導班）に申請書を提出すること。
- (2) この入札に関する問い合わせ先

山口県防府市駅南町13番40号 防府土木建築事務所総務課

TEL 0835-22-3485

FAX 0835-22-3488

Mail a18106@pref.yamaguchi.lg.jp